

令和5年4月18日

○ 本Q&Aについて

国民の医療へのニーズの変化と多様化による業務の拡大、医療技術の高度化と複雑化などによる、視能訓練士を取り巻く環境の変化に伴い、求められる役割や知識等も変化している。このような環境の変化に対応するため、養成施設の教育内容の見直しや臨地実習の充実等による視能訓練士の質の向上が求められている。

そこで、令和3年9月から「視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催し、令和3年12月2日に報告書を取りまとめ、本年3月に、視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）を改正するとともに、視能訓練士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第29号厚生労働省医政局長通知）を改正したところである。

本Q&Aについては、上記の改正事項について、具体的な考え方の例を整理したため、下記の事項にご留意願いたい。

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	-----	2
【2. 臨地実習の在り方について】	-----	7
【3. その他】	-----	8

(略称)

「法」：視能訓練士法（昭和46年法律第64号）

「令」：視能訓練士法施行令（昭和46年政令第246号）

「施行規則」：視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号）

「指定規則」：視能訓練士学校養成所指定規則（昭和46年文部省・厚生省令第2号）

「指導ガイドライン」：視能訓練士養成所指導ガイドライン（平成27年3月31日医政発0331第29号厚生労働省医政局長通知）

「報告書」：視能訓練士学校養成所カリキュラム等改善検討会報告書（令和3年12月2日）

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 基礎分野について

問1－基礎分野の教育内容に、コミュニケーション能力を養う目的で「社会の理解」が追加されているが、単位数の増加はなく、どのような講義内容を想定しているのか。

（答）他職種との連携を推進しチーム医療の一員としての役割を果たすために必要な基盤知識・技術として新たに追加した。患者との信頼関係の形成や医療面接に必要な言語・非言語コミュニケーションの意義などのコミュニケーションスキル、医療従事者間におけるコミュニケーションの重要性など、良質で安全な医療の実践に必要なコミュニケーション能力を学習することとしている。

○ 専門基礎分野について

問2－専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」の教育目標に「生命現象をより深く理解するための能力を養う」が追加されているが、改正前の教育目標との相違は何か。

（答）従来解剖学、生理学という個別の学問としてではなく、広く「生命現象」として理解する能力を養うこととしている。解剖学、生理学と合わせて、生化学などの観点を加え、画像・映像などを用いて理解を進めていただくことが望ましい。

問3－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標に「職業倫理の理解」、「感染症に対する対応」、「救急対応を含む医療安全の知識」、「高次機能障害や発達障害等の基礎的知識」が新たに追加されたが、増加された1単位で全てを行うのか。

（答）従前の指定規則で専門分野「視能訓練学」に含まれていた「感染症に対する対応、救急対応」は、専門基礎分野内で基本知識として広く学習すべきとして専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」に配置した。専門分野との関わりも含め、「職業倫理の理解」、「感染症に対する対応」、「救急対応を含む医療安全の知識」、「高次機能障害や発達障害等の基礎的知識」に関する知識を含め9単位の範囲でカリキュラムを立案していただきたい。

問4－「職業倫理」に関する教育目標について、専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「職業倫理の理解」と専門分野「臨地実習」の教育目標にある「職業倫理を高める」をどのように位置づけるか。

（答）専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」では、視能訓練士の行動指針や倫理要綱を学習し、患者の個人情報や権利、インフォームドコンセント、多職種連携に関わる情報提供など、医療従事者として必要な職業倫理の理解を深めるものを想定している。

一方、専門分野「臨地実習」では、実践現場での学習を通じた、行動指針や倫理要綱の活用・展開、視能矯正の実践に関わる倫理的問題を考察し、倫理的判断力や態度の基礎を養うことを想定している。

問5－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「感染症に対する対応と救急対応を含む医療安全管理」は、どのような講義内容を想定しているのか。

（答）診療における医療従事者としての感染及び感染予防対策に関する知識、検査に伴う副作

用対応、救急対応など、他の医療従事者と共通した、医療安全に関する幅広い事項を想定している。

問6－専門基礎分野「疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進」の教育目標にある「高次脳機能障害や発達障害の基礎」の学習は、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 高次脳機能障害や発達障害に対して、視能の専門家の立場から他職種への情報提供や、他職種と連携した評価・訓練ができるよう、基本的知識を学習することを想定している。

具体的内容として高次脳機能障害においては、脳損傷に起因する認知障害の種類と症状、生活への適応困難について主な学習内容とすることを想定しており、発達障害においては、自閉症スペクトラムや注意欠如・多動症（ADHD）、学習障害など主として発達性高次認知機能障害の種類と特徴を主な学習内容とすることを想定している。

問7－専門基礎分野「視覚機能の基礎と検査機器」について、医療技術の進展による新たな検査機器の登場や機器の高度化が進む中で、当該分野の教育目標の変更は必要ないか。

(答) 教育目標の追加・変更としては示していないが、新たな検査や方法に対応して理解する能力を養う必要があることから、関連する検査原理や検査・測定および評価に必要な基礎的知識については、各養成施設の判断にて適宜カリキュラムにおいて追加し、教授していただきたい。

問8－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標から「心身の状態の理解」が削除されているが、当該内容の教育は必要ないか。

(答) 「心身の状態の理解」については、専門基礎分野「人体の構造と機能及び心身の発達」の中で、人を心身の両面から理解するために、人間の発達過程を人体形成、発達・成長、加齢の観点および心理面の発達・成長の観点から学習することを想定している。

問9－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標に「社会保障制度の理解」及び「多職種連携」が追加されているが、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革に対応した教育とするため、地域包括ケアシステムや在宅医療などの医療・介護制度の概要について学習するとともに、他職種との連携が必要な事項であることから、他職種理解と協働に必要な基本的技能を学習することを想定している。

問10－「多職種連携」の学習には他の職種との合同学習が効果的であると考えますが、合併及び合同授業は認められるか。

(答) 患者や医療スタッフとの良好な人間関係を構築するために必要なコミュニケーション能力を養う目的で、新たに基礎分野に追加した「社会の理解」の中で実施するのであれば差し支えない。

問 11－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」の教育目標に「特別支援教育等」が追加されているが、どのような講義内容を想定しているのか。

(答) 地域社会における視能訓練士の役割として、視覚障害児の発達への対応が重要であることから、視覚障害の早期発見・治療とリハビリテーションへのつなぎについての理解を深めるために、特別支援教育の制度概要と実際について、新たに追加して学習することを想定している。

問 12－専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」で、社会保障制度の理解が教育目標に示されているが、保健行政との繋がりや健診業務などを含むか。

(答) 学校保健、産業保健、一般保健行政および関連法規を含む基本的知識、健診業務の実際について、他職種との連携も踏まえて、専門基礎分野「保健医療福祉と視能障害のリハビリテーションの理念」で学ぶことを想定している。

○ 専門分野（臨地実習を除く）について

問 13－専門分野「基礎視能矯正学」の教育目標に「視覚心理物理」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 視覚の情報処理過程の基礎と、光覚、色覚、視覚の時間・空間特性について学習し、視覚情報入力がどのように知覚、認知されるか学習する。また、心理物理量の客観的測定法についても学習することを想定している。

問 14－専門分野「基礎視能矯正学」の教育目標に「適切な視覚環境を整えるための生理光学及び眼鏡学の専門知識」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 幾何光学分野の基礎知識に加えて、適切な視覚環境を整えるための生理光学および眼鏡学の専門知識を学習し、また眼鏡処方検査に必要な専門知識とともに眼鏡構造および眼鏡調整技術についても学習することを想定している。

問 15－専門分野「視能検査学」の教育目標に「画像情報の利用を含む評価技能」の学習を明記しているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 光干渉断層計（前眼部・後極部）をはじめとする眼科画像検査機器の測定原理を理解し、画像情報の利用が診断・治療に有用となる眼疾患の理解とあわせて、画像撮影法および病態評価法について学習することを想定している。

問 16－専門分野「視能訓練学」の教育目標に「視能障害に対する支援の観点から、神経生理や運動機能と感覚機能との関連／協調について視覚リハビリテーションを提供できる知識と技術の習得」が示されているが、具体的にどのような講義内容を想定しているか。

(答) 従来の「視能矯正・視能訓練」に加え、視覚補助具や日常生活用具の適応と選定などの視覚リハビリテーションのための専門知識と技能を学習することを明記した。また円滑なりハビリテーションを実践するために、日常生活動作や歩行などの運動機能と視能との関連について学習することを想定している。

○ 専門分野（臨地実習）について

問 17－専門分野「臨地実習」の教育目標に「外来、病棟、手術室など多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得する」とあるが、手術室での実習とはどのような内容か。

（答）手術室での実践・行為を伴う実習ではなく、感染予防や清潔・不潔の管理、直接介助、間接介助の別などを事前指導や見学を通じて学習することを想定している。

問 18－専門分野「臨地実習」の教育目標に「手術室など含む多様な医療現場におけるニーズに対応できる知識と技術を習得する」と明記されているが、手術設備のない施設での実習は不適切となるか。

（答）手術室はあくまで具体例であり、手術設備のない施設を実習施設とすることは差し支えない。

問 19－専門分野「臨地実習」の教育目標に「臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返りにより、臨地実習に臨むために必要な知識、技術、患者対応及び臨地実習の効果の確認」が明記されているが、実施時期はいつか。また臨地実習前後の到達度評価とは具体的にどのような内容か。

（答）実施の時期は各養成施設の判断となる。

臨地実習前後の到達度評価は、視能訓練士の資格を有さない学生が臨地実習に臨むにあたり、臨地実習前に臨地実習に必要な技能と態度を備えていること等を確認するシミュレーション実習や指導、実技試験等を行うことを想定している。

臨地実習後の到達度評価においては、臨床実習による学習効果の確認で行うことを想定している。

問 20－臨地実習前の到達度評価について、統一の評価基準は示されていないが養成施設ごとに定めても良いか。

（答）貴見のとおり。

問 21－臨地実習前の評価で学生が一定水準に達しないと判断した場合に、養成施設はどのような対応をするのが望ましいか。

（答）臨床実習前の評価は、視能訓練士の資格のない学生が、患者に接して臨地実習を行うことから、安全性や患者との良好なコミュニケーション能力を含めた総合的知識及び基本的技能・態度を十分に備えていることの確認を目的としているため、知識・技能・態度が一定水準に満たない学生については必要な指導を行うことで、資質の向上を図っていただきたい。

問 22－臨地実習後の振り返りとは具体的に何を示しているのか。

（答）実習報告会や実習指導者からの助言をフィードバックするものを想定している。実施の際には知識・技術に対する成果にとどまらず、ポートフォリオを活用して患者の立場や視能訓練士の役割に対する意識の変化を価値ある成長として明確化し、課題に対する解決を促すようにし

ていただきたい。

問 23－専門分野「臨地実習」16 単位の運用について、16 単位中、11 単位以上は病院等での実習、1 単位は実習前後の評価としているが、残りの 4 単位はどのような施設での実習とするべきか。

(答) 高齢化社会に伴う地域包括ケアシステムの構築等、視能訓練士として社会構造の変化に伴う医療提供体制の変革への対応や、あるいは視覚障害児の発達に対応した実践的な学習となるよう、医療のみならず保健、福祉、介護、特別支援学校等との連携をもつことで多彩な臨地で実習する機会を設けることが望ましい。

具体的には、保育園・幼稚園・こども園等の幼児教育施設や、社会福祉施設、特別支援学校などがこれに相当するものであり、16 単位中、病院等での実習を 11 単位以上、実習前後の評価として 1 単位を充足したうえで実施いただきたい。

問 24－専門分野「臨地実習」16 単位の運用について、病院等での実習以外に、保健、福祉、介護、教育の分野での臨地実習施設の確保にあたり、結果として実施が困難であった場合、16 単位中 15 単位を病院等で臨地実習を行うことについては差し支えないか。

病院等での実習の実施に加え、保健、福祉、介護及び盲学校を含めた特別支援学校等との連携をもつことで、見学等の実習ができる機会を設けることが望ましいものの、臨地実習施設の確保が困難な場合が見込まれることから、今回の見直しにおいては努力義務としている。

取り組んだ結果であれば差し支えないが、視能訓練士を養成するにあたり実施することが望ましいことには変わりはなく、ご留意の上、各学校養成所において工夫いただきたい。

問 25－専門分野「臨地実習」で「臨地実習前後の到達度評価及び臨地実習後の振り返り」に要する単位数を増加しても良いか。

(答) 教育の内容は定めるもの以上であることを求めており、15 単位以上を病院等その他の臨床実習を実施し、実習前後の評価として 1 単位行うのであれば、各養成校の現状に合わせて運用して差し支えない。

○ 臨地実習の 1 単位の時間数について

問 26－臨地実習の 1 単位の時間数が見直されているが、従来の考え方との違いは何か。

(答) 単位の計算方法については、従前どおり、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とするが、実習記録、レポート等の授業時間外に必要な学修を考慮して、これを 1 単位の時間数に含むこととした。具体的には 1 単位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、実習時間外に必要な学修等と判断できる自己学修については、1 単位当たり 5 時間までの範囲で換算して差し支えない。

問 27－「1 単位 40 時間以上の実習をもって構成することとし、時間外に行う学修等がある場

合には、その時間を含めて45時間以内とする」とあるが、1日8時間で5日間の実習を行う施設においては、課題を与える場合は、1日1時間程度で終了する程度の課題と考えて差し支えないか。

(答) 貴見のとおり。

【2. 臨地実習の在り方について】

○ 臨床実習を実施する施設の要件について

問28—実習指導者の視能訓練士の要件に厚生労働省の定める基準に合った『視能訓練士臨床実習指導者講習会』を修了した者であることが望ましいこと」とされているが、今後、実習施設に講習会修了者の配置が必須となるのか。

(答) 5年後を目処とした次回の見直しの際に、必須配置について検討することを前提として、関係団体による手厚いサポートの必要性について言及された上で、今回のとりまとめにおいては努力規定としている。

○ 臨地実習指導者の要件に関する事項について

問29—実習指導者の視能訓練士の要件として「厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨床実習指導者講習会」を修了した者であることが望ましいこと」とされているが、これまで公益財団法人 医療研修推進財団が主催する視能訓練士実習施設指導者等養成講習会を受けている者は臨床実習指導者講習会を修了した者とみなされるのか。

(答) 新カリキュラム適用日までの間に標記講習会の修了者が、厚生労働省の定める基準に合った「視能訓練士臨床実習指導者講習会」を修了した者とみなされるかについては、検討会の中で論点としてあげられ、不足分として基本的な教授すべき内容及び講習時間は満たしているもののテーマの構成が指針とは異なる点や、実施方法が参加者主体の体験型研修を主に行われているわけではない点が指摘された。

今回の見直しでは、臨地実習指導者の要件として臨地実習指導者講習会の修了を必須とはしておらず、施行までに修了者の整備が必要となる状況ではないことから、5年後を目処とした次回見直しの際に修了した者とみなすかどうかを検討する。

問30—厚生労働省の指針に沿った講習会はWebを活用した形式で行ってよいのか。Webを活用した形式で行っても厚生労働省の指針に則った講習会とみなされるのか。

(答) ワークショップ(参加者主体の体験型研修)による実施が原則ではあるが、対面によるワークショップの実施が困難で、やむを得ずビデオ・オン・デマンドやWebを活用した形式で行う場合は、対面による実施と同等の教育的効果が得られることを前提に代替えして差し支えない。

なお、当該指導者講習会が本指針に則ったものとしてみなされるかについては、確認依頼書等にて厚生労働省医政局医事課まで企画申請をいただき、確認できた場合に限られる。

【3. その他について】

○ 養成所に備えるべき備品等の見直しについて

問 31—養成所に備えるべき備品は、新カリキュラムが適用されるまでに備えなければならないか。

(答) 令和6年度の入学生に対する教育に影響が出ないように、必要な備品などを順次備えること。

問 32—現行のガイドラインに「暗順応検査機器」が備えるべき備品にあるが、現在製造・販売がされていない機器のためどう対応したらよいか。

(答) 視覚生理学においては暗順応および暗順応曲線などの学習は不可欠であり、また近年、高齢者の運転免許更新時に夜間視力検査が義務づけられているものの、簡易的な代替え機器を用いて暗所での視機能を定性的に学ぶことは可能であると考えられることから、暗順応検査機器はすでに販売中止され機器の入手は困難であることも考慮し、今回の検討で「暗順応に関する機器」と変更した。

今回の見直しでは暗順応検査機器に限定せず、夜間視力計等の暗順応に関する機器を用い、暗順応に関して学習することとする。

○ 適用時期および経過措置について

問 33—視能訓練士法第14条第1号の新カリキュラムは令和6年4月の入学生から適用となるが、法第14条第2号の適応はいつからとなるか。

(答) 法第14条第1号は令和6年度入学からの適用となる場合、新カリキュラムに対応した国家試験の適用は令和6年度から実施とするよう予定している。これに合わせ法第14条第2号は令和6年度から新カリキュラムの適用となる。

○ カリキュラムの見直し時期について

問 34—新カリキュラムの適用から5年を目途として、新たな見直しの必要性についての検討を行うとしているが、法第14条第1号と第2号とでは適用時期が異なるため、見直し時期も異なるのか。

(答) 視能訓練士の教育に係るカリキュラム等については、今後の国民の医療ニーズの増大と多様化等に伴う役割の変化も踏まえ、必要に応じて検討することを考えているが、まずは適用から5年後を目途に、今回の改正の評価や今回の報告書において課題とされた事項等については職能団体にて検討いただきたい。